

米国カリフォルニア州規制「過塩素酸塩物質の最善管理策」について

米国カリフォルニア州にて2005年12月19日に「過塩素酸塩物質の最善管理策」

(Best Management Practices for Perchlorate Materials)

CCR (California Code of Regulation) Title22 Division4.5 Chapter33が発行され、
2006年7月1日より商品への表示文記載が義務化されました。

下記電池には過塩素酸塩が含まれており、この規則の対象品になります。

弊社が出荷する対象の電池では、必要な表示を実施しております。

尚、このカリフォルニア州規則は過塩素酸塩を含む電池を搭載・同梱・組み込みされた製品にも
この規則が適用されますので、この米国カリフォルニア州規則の内容をご調査いただき、ご対応の程
よろしくお願ひ申し上げます。

1) 規制対象：過塩素酸塩を含む全ての製品

弊社対象製品：下記に示す電池には過塩素酸塩を使用しております。

コイン形二酸化マンガンリチウム電池(CR Series)

(端子付、その他全て含む)

以上